


碧南市から転出される方へ（ご案内）



★転出に伴う各課での手続きは以下をご確認ください。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 通知カードをお持ちの方 7174	国外へ転出される場合はカードを返納してください。 ※令和2年5月25日より通知カードの住所等の追記は終了しました。		市民課 【0】
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード 住民基本台帳カード (顔写真付き)をお持ちの方 7201	国外へ転出される方は、カードを返納して下さい。 国内転出の方は、碧南市でのお手続きはありません。転入手続き時に必要になりますので、必ずお持ちください。 ※転入届が遅れたり、転入後にマイナンバーカードの継続利用手続きができない場合は、カードが失効することがあります。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードを申請中の方	原則、新住所での再申請が必要です。受け取ることができる場合もありますので、市民課窓口でお尋ねください。	・マイナンバーカード交付通知 (緑色の封筒)をご確認ください	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	保険証を返却してください。 ※転出予定日までに使用する可能性がある場合は、期限付きの保険証を発行します。 ※「高齢者施設等への転出」又は「学生の修学のための単身転出」に該当する場合、手続きが必要です。必ずお申し出ください。	・国民健康保険証	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出により登録は抹消されます。印鑑登録証は、ご自身で破棄してください。 ※予定転出の場合、転出日の到来または転入手続きまでは証明発行可能です。手続き後も証明書が必要になるかもしれない方は転出予定日までお手元で保管してください。 ※必要に応じて、転入先の市町村で新たに登録してください。	(なし)	
<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方	碧南市では手続きの必要はありません。転入先の市町村で住所変更手続きを行ってください。		環境課 【1】
<input type="checkbox"/> くみとり便槽を使用していた方	廃止のお手続きが必要です。		福祉課 【2】
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス・通所・地域生活支援事業 受給者証をお持ちの方 8663	受給者証を返却してください。	・受給者証	
<input type="checkbox"/> 心身障害者手当等を受けている方 1157	手当の喪失手続きが必要です。	・手当証書（特別児童扶養手当のみ） ・障害者手帳（持っている方のみ）	
<input type="checkbox"/> 児童手当 母子・父子手当を受けている方	転出の手続きが必要です。 ※18歳以下の子のみ転出する時も手続きが必要な場合があります。	・児童扶養手当証書（母子・父子手当のうち該当者のみ）	こども課 【3】
<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園・こども園に通う子どもがいる方	転出の手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設等に通う子どものいる方	転出の手続きが必要です。また、転出先の市町村で保育の必要性の認定が必要な場合があります。転出先の市町村に速やかにご相談ください。		
<input type="checkbox"/> 市税に未納がある方	未納分をおさめてください。		税務課 【6】
<input type="checkbox"/> 市県民税が課税されている方	国外転出をされる方については、国外転出後の税について、納税管理人の手続きをご案内します。		
<input type="checkbox"/> 固定資産をお持ちの方			
<input type="checkbox"/> 軽自動車税	下記窓口で住所変更の手続きが必要です。手続きしないと納税通知書やリコールの案内などの書類が届かない場合があります。		
<input type="checkbox"/> 碧南市ナンバーの車両	【原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車(フォークリフト・トラクター等)・ミニカー(50cc以下)】 碧南市役所税務課	碧南市のナンバープレート等を碧南市税務課または転出先の市町村へ持参して 転出に伴う 手続きを行い、転出先の市町村でナンバープレートの交付を受けてください。	
<input type="checkbox"/> 三河ナンバーの車両	【軽自動車(三輪以上)】 軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所(豊田) TEL050-3816-1772 【自動二輪車(125cc超)】 愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所(豊田) TEL050-5540-2047 ※三河ナンバー地区外へ転出する場合は転出先の所管事務所まで手続してください。	所管事務所へお問合せください。	

該当項目欄右下にかかれた4文字の数字はホームページIDです。碧南市のホームページ内で検索すると詳細が確認できます。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	国民健康保険証以外の証をお持ちの方は返還の手続きが必要で す。	・高齢受給者証 ・限度額適用認定証等 ・特定疾病療養受療証	国保年金課 【7】
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している 方で国外転出される 方	国外転出による国民年金資格喪失・任意加入制度をご案内をし ます。	・市民課窓口で交付された「年金 異動届」	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に 加入されている方	保険料還付の手続きが必要です。	・被保険者証 ・マイナンバーが分かるもの ・通帳	
<input type="checkbox"/> 各種医療証をお持ちの 方	障害者医療証、母子家庭等医療証、後期高齢者福祉医療証、元 気っ子医療証、精神障害者医療証について、転出の手続きが必要 です。	・各医療証 ・健康保険証	
<input type="checkbox"/> 介護保険	被保険者証を返却してください。 要介護・要支援認定を受けている方には「受給資格証明書」を 発行します。 ※住所地特例施設に入所される方は、被保険者証はそのまま持ち ください。	・被保険者証 ・通帳	高齢介護課 【8】
<input type="checkbox"/> 在宅高齢者向けの福祉 サービス事業を利用さ れている方	高齢者福祉サービス事業利用辞退のお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 水道を使用していた方 5245	水道の使用中止の手続きが必要です。 インターネットで24時間申込できます。 ※作業時間の指定はできません。 スマートフォン パソコンから⇒ 		水道課 【2階7】
<input type="checkbox"/> 給水装置を所有する方 5245	住所変更の届出が必要です。 ※一般的には水道が使用できる建物または土地の所有者の方	・認印（スタンプ式は不可）	
<input type="checkbox"/> 国外転出する方で、国 政選挙の投票をされたい 方	在外選挙人名簿への登録申請が必要です。	・パスポート	選挙管理 委員会 (行政課) 【5階】
<input type="checkbox"/> 子どもの健診	・乳幼児健診が未受診の方は、転出先の市町村でご相談ください。 ・妊産婦、乳児健康診査受診票等は転出日当日から使用できなくな ります。転出先の市町村で交換をしてください。転出をされる当日 に病院を受診する場合は、転出先の市町村で交換して受診するよう にしてください。		健康課 【保健セン ター】 ☎0566 48-3751
<input type="checkbox"/> 定期予防接種（接種券 または予診票）	転出日当日から碧南市の予防接種接種券は使用できません。転出先 の市町村でご相談ください。	・母子健康手帳（または、予防接 種の履歴がわかるもの）	
<input type="checkbox"/> 成人男性への風しん対 策（クーポン券）		・クーポン券（お持ちの場合）	
<input type="checkbox"/> 新型コロナワクチン接 種	転出先の市区町村でご相談ください。	・クーポン券	

※上記内容は市役所での主な手続きのみを掲載しております。

●新住所地へ転入するときに必要なもの

- ・『転出証明書』『本人確認書類（運転免許証等）』等
- ・外国籍の方は『在留カード』又は『特別永住者証明書』
※続柄を確認するため、出生証明書・婚姻証明書（原本）と
その訳文が必要となることがあります。
- ・（お持ちの方のみ）『マイナンバーカード』『住基カード』

●国外転出される方へ

- ・日本へ帰国（転入）する際に、『パスポート』『戸籍謄本』『戸籍附票』が必要になる場合があります。
- ・転入時には『マイナンバーカード』の再交付手続きも必要です。
※詳細は転入先市町村へご確認ください。

●外国籍の方へ

- ・再度碧南市に転入し、ご家族と同居する場合は続柄を確認するため、出生証明書・婚姻証明書（原本）とその訳文が必要となります。

【連絡先】 碧南市役所 〒447-8601 碧南市松本町28番地 TEL：0566-41-3311（代表）